

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
協働安全課	物価高騰生活応援防災対策臨時補助事業	4,500	2
こども家庭課	認定こども園等給食費支援事業	3,680	3
健康課	不妊治療先進医療費助成事業	2,500	4
環境政策課	節水機器購入促進補助事業	1,000	5
都市整備課	旧青少年宿泊研修施設跡地公園整備事業	4,481	6
上下水道課	水道料金（基本料金）免除事業	42,446	7

計 6 事業

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	物価高騰生活応援防災対策臨時補助事業			担当課	協働安全課
事業実施期間	令和7年度～年度		款	2	項	1	目	15
令和8年度			令和7年度			令和6年度		
予算額			決算額			決算額		
千円			7,005千円			千円		
令和8年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
4,500千円								4,500

○事業の目的・効果

近年の地震災害の報道等を受け、市民の防災に対する関心が高まっている。一方で、物価高騰の影響により、各家庭における防災の備えに十分取り組めていない実態も見受けられる。こうした状況を踏まえ、市民が行う自主的な防災の備えに対し補助を実施し、経済的負担を軽減することで自助意識の醸成と各家庭での備えの促進を図るもの。

○事業の内容

1 補助対象

(1) 市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている者（1世帯につき1回まで）

※令和7年度に岩倉市物価高騰生活応援防災対策費等補助金を受給した世帯は対象外

(2) 住居等に防災対策をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の住所と同一敷地内に設置されるもの。

2 補助対象となる防災対策

- ・市内において自らの居住の用に供するための住宅に感震ブレーカー等の購入及び設置
- ・簡易・携帯トイレ等の購入
- ・ポータブルバッテリー（容量200wh以上でACコンセント付のもの）・発電機等の購入
- ・家具転倒防止用品の購入及び設置

3 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（上限30,000円）。なお、令和8年10月1日から令和9年2月28日までに購入及び設置したものを対象とする。

4 申請期間

令和8年10月1日～令和9年3月5日

○積算根拠

【歳出】

防災対策用備品等整備費補助金 4,500千円

30,000円×150件＝4,500,000円

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	認定こども園等給食費支援事業			担当課	こども家庭課
事業実施期間	令和４年度～ 年度		款	3	項	2	目	2
令和８年度			令和７年度			令和６年度		
予算額			決算額			決算額		
千円			13,860 千円			5,782 千円		
令和８年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
3,680 千円		2,453						1,227

○事業の目的・効果

物価高の影響により、私立の認定こども園等の給食においても食材価格が高騰しているため、認定こども園等の給食費を支援するもの。

○事業の内容

私立の認定こども園等の給食の食材の価格高騰に対して、7月から9月までの期間について1食当たり100円を補助する。

○積算根拠

【歳出】

認定こども園等給食費支援事業費補助金 3,680 千円

私立 認定こども園（3園） 100円×30,800食＝3,080,000円

保育園（1園） 100円×4,000食＝400,000円

小規模保育事業所（2施設） 100円×2,000食＝200,000円

【歳入】

保育所等給食費軽減対策支援金 2,453 千円

3,680,000円×2/3＝2,453,000円

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	不妊治療先進医療費助成事業			担当課	健康課
事業実施期間	令和 8 年度～ 年度		款	4	項	1	目	2
令和 8 年度			令和 7 年度			令和 6 年度		
予算額			決算額			決算額		
千円			千円			千円		
令和 8 年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
2, 500 千円		1, 250						1, 250

○事業の目的・効果

保険適用とされている体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療と併用して自費実施される先進医療に係る費用に対する助成を行うことにより、子どもを持ちたいと希望する人の経済的負担の軽減を図るもの。

○事業の内容

1 対象者

- (1) 婚姻（事実婚を含む）している人
- (2) 治療開始時において女性の年齢が43歳未満の人

2 対象治療

令和8年4月1日以降の保険適用とされている体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療と併用して実施される保険適用外の厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術

3 助成回数

1回の治療における保険適用の回数に準ずる

初めての治療開始時点の助成の年齢	回数の上限
40歳未満	1子ごとに 通算6回まで
40歳以上43歳未満	1子ごとに 通算3回まで

※1回の治療：医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から妊娠の確認等に至るまでの生殖補助医療の一連の過程

4 助成額

先進医療に要した費用の7/10とし、1回上限5万円

5 申請開始日

令和8年10月1日

○積算根拠

【歳出】

不妊治療先進医療費助成金 2,500 千円
 $50,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 回} = 2,500,000 \text{ 円}$

【歳入】

不妊治療費助成事業費補助金 1,250 千円
 $50,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 回} \times 1/2 = 1,250,000 \text{ 円}$

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	節水機器購入促進補助事業			担当課	環境政策課
事業実施期間	令和８年度		款	４	項	１	目	６
令和８年度			令和７年度			令和６年度		
予算額			決算額			決算額		
千円			千円			千円		
令和８年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
1,000 千円								1,000

○事業の目的・効果

各家庭におけるエネルギー消費量の約4分の1は「給湯」が占めており、用途別で見ても高い消費割合となっている。近年、エネルギー価格が不安定化する中、節水機器への買い替えを促進することで、使用水量の削減に加え、給湯にかかるガス料金及び電気料金の抑制を図り、市民の家計負担を軽減し、市民生活を支えるもの。あわせて、脱炭素社会の実現に向けた市民の環境意識の向上を図り、市全体の温室効果ガス排出削減に寄与するもの。

○事業の内容

市民の家計負担軽減と脱炭素化を推進するため、節水機器購入に対し補助を実施するもの。

1 対象機器及び補助額

- (1) 節水効果がおおむね 30%以上または1分間あたりの使用水量が7リットル以下のシャワーヘッド（ホースとのセットを含む）
- (2) グリーン購入法適合の浴室、台所、洗面所の水栓

2 対象者

- (1) 申請時において市内に住所を有する（住民登録をしている）者
- (2) 岩倉市税の滞納がない者
- (3) 転売、譲渡等目的ではない者

3 補助率及び補助額

購入費（設置費及び配送費を含む）に対し、2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助する。ただし、上限額を1万円とする。

※対象機器の台数に制限はなく、令和8年10月1日から令和9年2月28日までに購入及び設置した場合に補助の対象とする。ただし、補助金の交付申請は1世帯につき1回限りとする。

※対象機器を対象とした他の補助金との併用は不可。

4 申請期間

令和8年10月1日～令和9年3月5日

○積算根拠

【歳出】

節水機器購入促進補助金 1,000 千円

10,000 円×100 世帯＝1,000,000 円

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	旧青少年宿泊研修施設跡地公園整備事業			担当課	都市整備課
事業実施期間	令和 8 年度～ 年度		款	7	項	4	目	4
令和 8 年度		令和 7 年度				令和 6 年度		
予算額		決算額				決算額		
千円		千円				千円		
令和 8 年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
4, 481 千円								4, 481

○事業の目的・効果

本市の市民一人当たりの都市公園面積は1.09㎡と県内平均8.09㎡を大きく下回っており、計画的な整備が課題となっている。そのため、本事業は、貴重なまちづくり資源である五条川沿いの旧青少年宿泊研修施設「希望の家」跡地を都市公園として整備するもの。

整備にあたっては、市民参加のワークショップや簡易サウンディング調査での意見を踏まえた上で、初期整備では過度な施設を設けない「スモールスタート」を基本方針とする。これにより維持管理コストを最小化しつつ、市民ニーズの高い憩いの場を創出するもの。

○事業の内容

令和9年度以降の公園整備に向け、整備工事に係る設計業務及び建築確認申請を行う。

また、「スモールスタート」の基本方針のもと、トイレやBBQエリア、既設駐輪場を活用した洗い場・調理場のほか、時計や照明、給排水設備や植栽など、公園の基盤となるインフラに特化した整備を先行して実施する。

○積算根拠

【歳出】

確認申請手数料 48 千円

旧青少年宿泊研修施設跡地公園整備設計業務委託料 4,433 千円

旧青少年宿泊研修施設跡地公園整備設計業務 4,433,000 円

令和8年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	水道料金（基本料金）免除事業			担当課	上下水道課
事業実施期間	令和2年度～ 年度		款	7	項	6	目	1
令和8年度		令和7年度				令和6年度		
予算額		決算額				決算額		
86,307 千円		76,804 千円				千円		
令和8年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
42,446 千円	5,758							36,688

○事業の目的・効果

物価高騰に直面する市民及び事業者の支援を拡充するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金（基本料金）を6か月間免除するもの。

これにより、各家庭の家計負担を軽減するとともに、事業者の活動コストの縮減を図り、地域経済の下支えを行うもの。

○事業の内容

令和8年度当初予算において、水道を使用するすべての市民及び事業者を対象に、基本料金の半額を6期分（12 か月分）免除する事業を実施しているところ、さらなる物価高騰への追加支援として、このうち3期分（6 か月）の基本料金を全額免除へ拡大するとともに、当該免除に伴う必要経費を上水道事業会計へ繰り出すもの。

- ・北部地域：対象件数 11,000 件
令和8年8月～令和9年1月使用分（10月～2月検針、11月～3月請求分）
 - ・南部地域：対象件数 13,000 件
令和8年9月～令和9年2月使用分（11月～3月検針、12月～4月請求分）
- 合計 24,000 件

○積算根拠

【歳出】

上水道事業会計繰出金 42,446 千円

水道料金（基本料金）分 $1,100 \text{ 円} \times 1/2 \times 24,000 \text{ 件} \times 1 \text{ 期} = 13,200,000 \text{ 円}$

水道料金（基本料金）分 $1,210 \text{ 円} \times 1/2 \times 24,000 \text{ 件} \times 2 \text{ 期} = 29,040,000 \text{ 円}$

事務費（消耗品費、案内文書配布費） 206,000 円

【歳入】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,758 千円